

西興部村地域計画

策定年月日	令和7年3月10日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	西興部村 15628
地域名 (地域内農業集落名)	西興部 (奥興部・札滑・上興部・東興・忍路子・西興部・六興・中興部・中藻・上藻)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1337 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1337 ha
② 田の面積	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当村では、以前は10地区に農業者が経営を営んでいたが、平成10年～規模拡大が進み、一方では高齢化や後継者不在により離農も相まって、現在は7地区で3法人、10戸の経営体が酪農経営を営んでいる。平成21年、2法人、8個人が構成員となりTMRセンターが発足、村全域に渡る構成員の農地を管理から収穫まで一括して管理する体制となり、粗飼料自給率の向上と遊休農地の未然防止にTMRセンターの稼働は重要なものとなっている。今後構成員含め規模縮小、離農等も考えられるが、担い手のため新規就農者を確保・育成しつつ、飼料自給率の向上と安定した酪農経営を維持し、遊休農地未然防止を目的とした地域農業が求められている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・TMRセンターを軸に酪農における農地の適正な維持管理を図り、農作業の効率化、農作業時間の削減等を行い、飼料自給率の向上と良質な生乳生産につとめ、安定した持続可能な農業経営を目指す。

・オホーツクはまなす農協と村担い手対策協議会と連携し、新規就農者の確保・育成に力を入れていく。

・家畜糞尿バイオガスプラントの良好な運営に努め、メタン発酵処理された消化液を全量村内の圃場に還元し、植生改善と反当たり収量の増加を図り、環境に配慮した循環型酪農を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
中山間直接支払交付金、多面的支払制度等を活用して集落ぐるみで農地を適正に管理すると共に、TMRセンターを核とした担い手への農地流動化を維持し、耕作放棄地の未然防止を図る。					
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	100	%	将来の目標とする集積率	100	%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標					
平成21年度西興部グラスフィードファクトリ(TMRセンター)を村内の酪農家個人8戸、法人2社が構成員となり設立、個々の農地を集約して効率よく維持管理するため、今後も可能な限り基盤整備事業での集団化を進める。					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
耕作放棄地未然防止に地域内農業者が共通認識を持ち、担い手を優先とした農地の流動化を図り、維持管理の効率化を図るため地理的条件を考慮した農地の集団化を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
農地の賃貸借・売買等、農地利用集積等促進計画に関係する新規設定、期間更新、農地売買案件について、農地中間管理機構と連携していく。	
(3)基盤整備事業への取組	
良質な粗飼料確保の観点から、今後切れ間のない農業農村基盤整備事業を続ける。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
地域酪農維持のため、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村JA、普及センターと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
当村に、農業支援サービス事業所の存在がないため、作業の効率化が期待できる西興部グラスフィードファクトリー(TMRセンター)への委託を検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策
ヒグマやエゾシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて捕獲人材の確保・育成を進める。

②有機・減農薬・減肥料
バイオガスプラントで発生する消化液を全量利用することで化成肥料の使用抑制を目指す。

⑩その他
日本型直接支払制度(多面的機能強化支払い交付金、中山間直接支払い交付金)に取り組み、集落で農地の適正な維持管理を担う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	合田 直道	酪農	28.7 ha	ha	酪農	28.7 ha	ha	○	
認農	(株)興栄ファーム	酪農	97.6 ha	ha	酪農	97.6 ha	ha	○	
認農	宮原 邦幸	酪農	34.3 ha	ha	酪農	34.3 ha	ha	○	
認農	(株)ビレッジシャイニング	酪農	43.7 ha	ha	酪農	43.7 ha	ha	○	
認農	千田 宣裕	酪農	77.6 ha	ha	酪農	77.6 ha	ha	○	
認農	真家 裕史	酪農	70 ha	ha	酪農	70 ha	ha	○	
認農	菅生 和幸	酪農	88.9 ha	ha	酪農	88.9 ha	ha	○	
認農	峯田 弘明	酪農	73.9 ha	ha	酪農	ha	ha	○	R6離農
	(柴田尚樹・幸代)	峯田→継承	ha	ha		73.9 ha	ha		R7継承者
認農	萩原 拓也	酪農	48.7 ha	ha	酪農	48.7 ha	ha	○	
認農	南 雄馬	酪農	59.3 ha	ha	酪農	59.3 ha	ha	○	
認農	(有)ノースグラント	酪農	78.4 ha	ha	酪農	78.4 ha	ha	○	
認農	徳川 晃祐	酪農	37.2 ha	ha	酪農	37.2 ha	ha	○	
認農	余吾 大聖	酪農	93 ha	ha	酪農	93 ha	ha	○	
認農	(株)グラスフィード	飼料	505.9 ha	ha	飼料	505.9 ha	ha	○	
計	14経営体		1337 ha	0 ha		1337 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。